

(No. 6)

1. 「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月7日建設省建河発第178号、河川局長通達）記の4

4 ダムの操作規程（法第四十七条）について

(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつてするように当該ダムの設置者を指導すること。

(2) 既設のダムのうち、別添第二に掲げるものその他現に定めている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるものについては、次の措置をとること。

イ 当該ダムの設置者が遅滞なく法第四十七条第一項の承認を受けて当該操作規程を変更するように当該ダムの設置者を指導すること。

ロ イにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長にあつては建設大臣に対し法第四十七条第四項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、イの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

(3) 法第四十四条の規定により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに関し、法第四十七条第四項の命令をすることは、当該事項に関する法第四十四条第一項の指示とあわせて、又はその指示をした後にしなければならないものであること。